

品確法改正の可能性も

財務省 予定価格算出に配慮

自民党委員会でも国交省・佐々木局長

自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟の「公共工事契約適正化委員会」(野田毅委員長)が29日開いた会合で、国土交通省の佐々木基土地・建設産業局長は「発注者責任をより明確にする場合、品確法(公共工事品質確保促進法)に手をつける必要があるかもしれない」と述べ、今後の国交省内の検討結果によっては、品確法改正も必要との考えを表明した。同日、財務省も予定価格の考え方について、「発注機関により設定された予定価格に対する関係機関の理解が重要」との見解を示した。財務省がきめ細かな考慮に基づいた予定価格の算出を認めていることを強調したことは、多様な入札契約方式拡大の追い風になる。

一方、財務省はこれまで自民党内や業界団体から問題を指摘されてきた、予定価格の上限拘束性撤廃について、法

律の趣旨・目的を踏まえ維持する必要を強調。ただ、予定価格の考え方では「決して安さ追求の手法という位置付けではない」と明言した上で、予定価格設定のあり方として「契約の内容や状況に応じたきめ細かな考慮を払うことが重要」「発注機関が設定した予定価格に対する関係機関の理解が重要」との見解を示した。

なく需給状況や履行難易などさまざまな要素を考慮して設定することを予決令で規定していることを踏まえ、会計検査院や公正取引委員会などに予定価格アップなどの理解を求めた格好だ。

佐々木局長は、中長期の担い手確保や企業評価・選定理念明確化と行き過ぎた価格競争は正など4つの改革理念を掲げた産業政策と入札契約制度の検討を開始したことを説明。その上で、▽時代のニーズや事業特性に応じた多様な入札契約方式の導入・活用▽ダンピング(過度な安値受注)対策の強化、適正価格での契約推進▽現場を支える技術・技能者の確保・育成▽地域のインフラメンテナンス、災害対策などの的確な確保、将来的な品質確保——の4つの検討の方向性について、6月中、

下旬までに整理することを表明。整理された内容については審議会小委員会や新たに設置する懇談会で具体的に検討するとした。

佐々木局長は、現在検討項目として上がっている「発注者責務としての中長期的な担い手確保、品質確保などの明確化」の具体的取り組みとして、品確法改正可能性に言及した。事実上、これまで発注者責務としてきた品質確保とともに、担い手確保など産業政策を新たな視点に加え、発注者責任を明確にする可能性

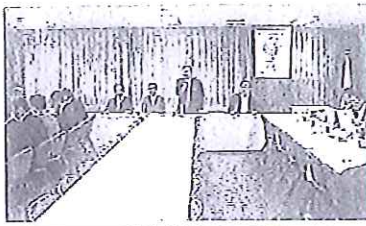
があることを示した形。

地域維持工事は特例必要

指名競争拡大の要請も

地域貢献度評価に活路を

契約適正化委



今回の会合は、国交省が省内幹部をメンバーに設置した地域の建設産業及び入札契約制度のあり

内閣提出の閉法による新調法制定の必要性を掲げる自民党の公共工品質確保に関する議員連盟の公共工事契約適正化委員会（委員長・野田毅衆院議員）は29日に第6回目の会合を開いた。写真、地域インフラ維持管理を担う地域建設業者の中長期的持続を見据えた価格競争を正すを掲げる国交省の基本スタンスに概ね賛同した。大規模・難工事以外の地域維持工事などは、「すぐには無理でも指名競争入札に移行すべき」（佐田玄一郎衆院議員）など、地域特例を設定すべきとの要請が相次いだ。

今回の会合は、国交省一方検討会議（28日設置）の報告がメイン。佐々木土地・建設産業局長が、建設投資減少が進む中で、一般競争入札、総合評価落札方式の適用拡大が、地域建設業の受注を激化やダンピング受注を招いている現状を説明した。その上で、地域インフラの維持管理や災害対応を担う地域建設業者の中長期的持続を見据えた価格競争を正すは省側の制度再検討の基本スタンス

とした。議連側は、「問題解決に向けて伴走したい（野田委員長）と概ね賛同した。各議員からは指名競争の限定的導入を要請する意見が多数を占めた。発言の口火を切った佐田玄一郎衆院議員は「安倍内閣は公共事業による地域活性化をうち出している」とした上で、「（二律背反）一般競争入札が多数の業者の工事参入によるダンピング受注を招い

ている」と述べ、一般競争・総合評価の弊害を指摘。さらに、「トンネルや橋梁などの大規模・難工事はいいが、それ以外の工事は指名競争入札の導入に向けた体制に変えていくべき」と要請した。議員側からはさらに、「公共事業の工作物は安からう悪からうではない」との懸念も示された。また、総合評価方式で地域貢献度評価に活路を見出すべきとの見解も

また、総合評価方式で地域貢献度評価に活路を見出すべきとの見解も多し、「地域維持工事を担う地域建設業者が災害時対応などを担う『予備自衛隊』的な役割も果たしている。総合評価方式での評価に反映させるべき」など、各企業の施工実績評価での地域貢献度評価の拡充・徹底を求める意見もあった。

国交省側は、こうした意見を省内検討会議での議論に吸い上げ、中建設・社整備基本問題委員会（仮称）直轄事業における今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会での分野別検討に反映させていく。ただし、制度改正の方向性（内容や可否）については「現時点では言及できない」（佐々木局長）との姿勢を示している。

地域特例については「適正な指名競争の導入を求めたい。公共事業の地域経済効果を生み出すべき」など、同様の意見が相次いだ。

公共調達
新法

「品確法改正で課題解決」

協自民国対委員長



自民党の公共工事品質確保に関する議員連盟の「公共工事契約適正化委員会」（野田毅委員長）で事務局長を務める、協雅史参院国対委員長は

24日、適正化委が念頭に置く公共工事契約新法について、「現行の品確法（公共工事品質確保促進法）を改正し、価格・品質・健全な建設産業維持の3点を理念の3本柱として明記し、さまざま契約方式の拡大を目指す」との考え方を明らかにした。日刊建設通信新聞社などの取材に答えた。公共調達手法と産業政策の視点を改正品確法に持たせることで、会計法、地方自治法を改正せずに、公共工事調

達に限定した公共調達新法になり得るとの判断だ。

＝関連2面

品確法は2005年4月から、品質確保は発注者の責務とし、価格だけの競争から技術力なども落札判断にする総合評価方式を、設計・コンサル、工事契約の基本にすることを求めた議員立法による法律。近年、総合評価方式は地方自治体まで拡大しているが、公共調達の基本は会計法、地方自治法が原則のため、実態

は価格重視から抜け出せないことが問題視されていた。

協自民国対委員長は、「現行でも総合評価で決めるのは価格ではなく企業」とした上で、発注者の品質確保責務を全面に打ち出す現行の品確法を政府提出法案として改正し、産業政策の視点も加えた公共調達を公共発注者に求めることで、「新設、維持管理業務含め入札契約でバリエーションが広がる」とした。

実現すれば、公共調達のあり方を規定した会計法、地方自治法のうち、公共工事に限定した調達法の性格を持つ、いわゆる「横出し法」となる。

公共調達改革

横出し法で対応を

自民党の協雅史参院国対委員長は、自民党品確議連の公共工事契約適正化委員会のこれまでの議論を踏まえ、「建設業界で若年人材確保が非常に大きな問題であることは、政治、行政、業界内で共有できている」とした上で、「（会計法、地方自治法などの）現行法ではデフレ下の課題には対応できないことも明らか」として、現行の品確法を改正して、会計法、地方自治法から公共工事調達部分だけに限定した新法の役割を担わせる

協雅史自民国対委員長

多様な入札制度導入が可能に

考えを示した。

―1面参照

これは、産業政策の視点がな
い会計法などに、公共工事調達
部分だけに特化した法律として
改正品確法を位置付け、会計法、
地方自治法という基本法から、
公共工事調達部分だけを横出し
にして、規定する横出し法。
協委員長は、品質確保だけで
なく価格のあり方や、健全な産
業維持という産業政策を理念に

する改正品確法が実現すれば、
「総合評価で企業を選定後に予
定価格の範囲で契約する方式
や、難易度の高い工事は、民間
提案を受けた後で予定価格を算
出する入札や、2段階選抜方式
も可能になる」とした上で、
「結果的にこれまで言われてき
た予定価格の上限拘束性問題も
解決する」と断言した。

また、入札契約制度の多様化
業界全体が疲弊（へい）し、地
域の災害対応力の劣化も進んで
いることがある。

一方、国土強靱化基本法案が
国会に提出されたことについ
て、法案作成の役割を担った協
委員長は「法案はあくまで基本
法であり、具体的に行うのは行
政の役割。脆弱（ぜいじやく）
性評価に基づく防災・減災など
の対応を行うための財源につい
ては、建設国債、一般財源、民
間資金活用がある」とした上で、
「すべての計画を策定してから
スタートするのではなく、来年
度概算要求段階から、暫定的な
（防災・減災取り組み予算の）
解として予算要求する必要があ
る」との考えを示した。